

平成29年度全国公文書館長会議
「明治150年」に取り組む基本的考え方

平成29年6月8日
全国公文書館長会議

(趣旨)

- 1 政府は、明治元年(1868年)から起算して満150年に当たる平成30年(2018年)に、「明治150年」関連施策の推進を図ることを平成28年12月26日、「明治150年」関連施策各府省庁連絡会議で決定した。
- 2 この中で、明治以降、近代国民国家への第一歩を踏み出した日本は、この時期において、近代化に向けた歩みを進めることで、国の基本的な形を築き上げていったとされ、こうした近代化の歩みが記録された歴史的遺産を後世に遺すことは極めて重要であること、また、明治期に生きた人々のよりどころとなった精神を捉えることは、日本の技術や文化といった強みを再認識し、現代に活かすことで、日本の更なる発展を目指す基礎となることが指摘されている。

(地方公共団体が設置する公文書館等における明治期公文書等のデジタルアーカイブ化等)

- 3 このような動きの中で、国立公文書館においては、特別展示会等を開催するとともに、地方公共団体が設置する公文書館等(以下「地方公文書館等」という。)が所蔵する主要な明治期公文書等のデジタル化画像の一元的アクセスを可能とする特設ページを国立公文書館ホームページ上に設置することとする。地方公文書館等においても、政府が行う「明治150年」関連施策の趣旨を踏まえ、多様な見方にも配慮しつつ、明治150年に当たる平成30年を機に、明治150年を題材とした展示会の開催や、明治期公文書のデジタルアーカイブ化の推進を行っていくことは、住民とともに公文書を含む資料の保存・管理の重要性を共有する契機となると考えられ、これらの実施を検討していく。
- 4 また、国立公文書館において、地方公文書館等の明治期公文書のデジタルアーカイブ化及び国立公文書館デジタルアーカイブとの横断検索を可能とする仕組みづくりへの助言を行う。地方公文書館等においては、各館の実情を踏まえ、可能となる明治150年関連事業を、国立公文書館ホームページ上で情報を公表するなどにより、公文書館の社会的認知度の向上に直接結びつけていくものとする。

(公文書館未設置県等の取組み)

- 5 公文書館を設置していない県・政令指定都市においても、この機会を住民に対して公文書を含む資料の保存・管理の重要性を広く訴える契機として、可能な範囲で施策を推進し、公文書館の設置等を含む公文書管理の促進に向けて一層の取り組みを図るよう呼びかけるものとする。

政府や国立公文書館は、地方公共団体の公文書管理の多様な取り組みに向けて、積極的に支援し、普及・啓発活動を実施することを検討していくものとする。